

発議第1号

野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年2月26日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

提出者 議会運営委員会委員長 平井 正一

野田市条例第 号

野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

野田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第13条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第13条第5項の表以外の部分中「及び第31条」を削り、同項の表第40条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第20条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第50条において」を削る。

第29条第2項中「この章において」を削る。

第33条第2項中「この章及び第50条において」を削る。

第34条第3項中「この章において」を削る。

第40条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第50条において」を削る。

第41条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「第4章」を「前章」に改める。

第50条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会の個人情報の保護に関する条例 (令和4年野田市条例第32号)

改 正 案			現 行		
(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 <u>第13条第5項</u> において「番号利用法」という。) <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第13条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 <u>以下「番号利用法」という。</u>) <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第13条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第31条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第40条 第1項 第1号	(略)	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	第40条 第1項 第1号	(略)	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)			(略)		
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)			(個人情報ファイル簿の作成及び公表)		

第18条 議長は、その定めるところにより、議会在保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第29条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第26条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第18条 議長は、その定めるところにより、議会在保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第50条において「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第29条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第26条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第 33 条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第 34 条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第 40 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第 41 条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 49 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第 4 節を除く。)の規定の適用については、議会に保有され

第 33 条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第 50 条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第 34 条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第 40 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第 50 条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第 41 条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 49 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章(第 4 節を除く。)の規定の適用については、議会に保有され

ていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

ていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

発議第2号

野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月21日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

提出者 議会運営委員会委員長 平井 正一

野田市条例第 号

野田市議会委員会条例の一部を改正する条例

野田市議会委員会条例（昭和52年野田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市政推進室、」を削り、同項第2号中「市民生活部」を「危機管理部、市民生活部」に改める。

附則第4項中「広報」を「交通政策」に改め、「観光及び」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、常任委員会の所管に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会委員会条例 (昭和52年野田市条例第29号)

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p style="padding-left: 2em;">企画財政部、総務部、会計管理者、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 環境経済委員会 7人</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>危機管理部</u>、市民生活部、自然経済推進部、環境部、農業委員会及び消防本部(署)の所管に属する事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(常任委員会の所管の特例)</p> <p>4 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、<u>交通政策</u>に関する事項については総務委員会の、魅力発信に関する事項については環境経済委員会の所管とする。</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>市政推進室</u>、企画財政部、総務部、会計管理者、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 環境経済委員会 7人</p> <p style="padding-left: 2em;">市民生活部、自然経済推進部、環境部、農業委員会及び消防本部(署)の所管に属する事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(常任委員会の所管の特例)</p> <p>4 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、<u>広報</u>に関する事項については総務委員会の、<u>観光及び魅力発信</u>に関する事項については環境経済委員会の所管とする。</p>